

平成 26 年度 第 3 回特定調達品目検討会議事要旨

日 時：平成 26 年 12 月 15 日（月）10 時 00 分～12 時 15 分

場 所：中央合同庁舎第 5 号館 環境省第 1 会議室

出席委員：指宿委員、宇野委員、大石委員、奥委員、奥村委員、奈良委員、原田委員、平尾委員、
藤井委員、藤本委員、安井委員（座長）、柳委員

欠席委員：岡山委員、乙間委員（五十音順、敬称略）

1. 特定調達品目及び判断の基準の見直し（案）について

○ OA 機器について

- ・ 今般の分野細分化について、デジタル印刷機が「画像機器等」に該当しない理由と整理の仕方をご教示いただきたい。
 - ⇒ デジタル印刷機はいわゆる青焼きの機械であり、用途も限定されるため、通常の事務で使われるコピー機やプリンタの区分「画像機器」とは別の整理とし、「オフィス機器等」に含めることとした。（事務局）
- ・ 世界的な要求水準への対応に係る論理が一貫しているかのチェックをしておく必要がある。シュレッダーの待機時消費電力について、0.5W は国際的には標準的な数字で、1.5W とすると国内企業の努力が足りないことになる。目標値として 0.5W という数値を示し、当面緩和するといった基準の作り方は検討されたのか。
 - ⇒ 大手メーカーでは 0.5W に対応できているが中小では難しいところが多い。製品数でみると相当数あるが、基盤を変える必要があるなどの理由でもう少し期間が必要なため 1.5W とした。今後業界へは努力をお願いしたいと考えている。（事務局）

○ フロン類について

- ・ 地球温暖化係数の数字のレファレンスを入れておいたほうが良い。
- ・ 地球温暖化係数は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 2 条第 5 項の「温室効果ガス総排出量」の説明の括弧書きが引用されている。政令で定めるところを明確にしておく必要がある。
 - ⇒ GWP の数値は、IPCC 第 4 次報告書の数値を引用しており、改正フロン法の政令にその旨が記載される予定である。改正フロン法の政令が参照元であることが分かるよう、基本方針の記載について検討したい。（事務局）
（会議後確認したところ、参照元となる改正フロン法関連の政令はまだ施行されていないため、今回の基本方針の中には記載しないこととする。）

○ 公共工事合板型枠について

- ・ 海外からの輸入合板が多いが、表示の方法は海外業者も含めてグローバルに対応できるものになっているのか。
 - ⇒ 国際的には、FSC 等の森林認証マークを製品の表面に印刷すれば良いといった内容となっており、グローバルに対応可能な板面表示と考えている。（林野庁）
- ・ 輸入の 70 万 m²のうち、板面表示された型枠はどの程度あるか。
 - ⇒ 輸入品には FSC 等の森林認証や輸出国の証明書等がついたものはあるが、そのことについて

て板面表示が行われているものは現状では確認されていない。森林認証や合法証明ではないが、型枠ではなく建物に使う構造用合板については JAS マークが板面表示されたものは多数ある。(林野庁)

- ・ 輸入する際に板面表示をしないと不利な扱いになってくる懸念はないか。今後、型枠への表示普及を推進していくという話だが、輸入品についても対応できるのか。
 - ⇒ 輸入品も含めて、JAS マークについては既に合板に表示することとなっているため、合法木材に関する表示についても同様の方法で対応可能と考えている。JAS の表示に追加で表示してもらおうというのがこれからのお願いとなる。(林野庁)
 - ⇒ ヒアリングをして輸入業者に確認したところ、実際に現地で JAS マークが押印され、輸入されているとのことであり、それに押されるものがひとつ増えるだけなので、仕組みとしては難しくないと認識している。(国土交通省)
- ・ JAS の表示を海外からの輸入品に求めた当時、海外から非関税障壁の一部ではないかという議論は起こっていないのか。
 - ⇒ 特に問題にはなっていない。JAS マークは板面表示、証明書類の添付で対応している。型枠用合板ではまとめてバンドをした際に側面に JAS 表示する例もあり、何らかのかたちで製品に表示することで対応している。(林野庁)
- ・ FSC 認証を受けているものは FSC マークと合法性表示の両方がつく形になるのか。
 - ⇒ 森林認証を受けているものは、認証マークと認証番号があれば合法的な板面表示が行われているものとみなせる。(林野庁)
- ・ 型枠は転用されるため、当初の製品に表示をしても流通時にわからなくなるので現物に記載を行うとのことだが、これは特殊な証明の仕方であり何か議論が出てくる可能性がある。
 - ⇒ 林野庁の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」でも、森林認証制度及び CoC 認証制度を活用した証明方法では、「認証マークが押印された木材・木材製品、伝票等をもって証明されることが必要である。」とされており、製品にマークが有る場合と伝票が有る場合の両方が存在する状況であるため、国際的にも特殊ではないと捉えている。(国土交通省)
- ・ 林野庁の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」における調達者には工事受注者も含まれるが、型枠を発注するのは施工事業者であるため、グリーン購入法の調達者には含まれない。履行状況の確認はどのように行うのか。
 - ⇒ グリーン購入法上の調達の観点から、この場合は発注者である国が調達する際に確認しなければいけないと認識をしている。(国土交通省)
- ・ 物品は納品時に確認できるが、型枠の場合は工事の完成時には外され存在しない。確認をどのように行っていくのか。
 - ⇒ 完成段階では確認できないが、施工段階で、目視や抽出検査等で確認する。(国土交通省)
- ・ 合板型枠の調達率の計算はどのように行うのか。
 - ⇒ 現在、再生材料を用いた型枠が特定調達品目にあるが、調達実績については工事数で把握している。型枠自体を調達するものではなく、数量の把握は難しいため、合板型枠についても同じような把握の仕方になると考えている。(国土交通省)
- ・ 備考 4 について、「備考 3 の表示のない合板型枠については、判断の基準の対象とする合板型枠

には含まれないものとする」という書きぶりとなっているが、具体的な運用をどうするかわかりにくい。

2. 平成 27 年度検討方針・課題について

- ・ 目標値を達成するために、古くなったものを買い換えるのではなく、古いものでも使えるものは引き続き使っていくという考え方があってもよい。
 - ⇒ 基本方針前文の環境物品等の調達推進の基本的考え方において、各機関は調達総量をできるだけ抑制するよう、物品等の合理的な使用等に努めること、また法第 11 条に環境物品等の調達推進を理由として調達総量が増加することのないよう配慮すべきことを規定している。目標設定の仕方についても、購入をする場合には調達率を何%にするか、という考え方であるため問題ないと考える。（環境省）
- ・ 例えば金属製ブラインドでは、ブラインドを反射型にすると自然光が使えなくなり、照明をつけるなどの相互作用もある。基準について多面的、総合的に考える検討は行われているか。
 - ⇒ 品目及び基準の設定にあたっては、様々な環境側面を考えながら対応している。ブラインドについては効果的な利用の仕方について、調達者の手引き等に記載し対応していきたいと考えている。（環境省）
- ・ 今春には我が国の CO₂ 削減目標を出さなければいけないといったこともあり、そういった国の施策と連動するような内容を提案募集の際の重点事項とすることで、提案者を引っ張るようなことをしてほしい。
 - ⇒ 提案募集の際に資料 5 別紙の見直しスケジュールについても提示し、重点的に見直しを行う品目が分かるようにしている。これ以外にも重点的に提案を募集すべき内容があればご教授願いたい。（事務局）
- ・ 我が国の合法木材の証明の仕組み自体が甘いという議論が昔からあり、国が証明したものが間違っていた場合に海外からの批判の対象にもなる。紙の調達においても、同様に国際的に他国の取組を見ながら進めていっていただければいいと思う。
- ・ 省エネに対応した空調機器は様々な方式のものがある。公共施設などについてもグリーン購入法での範囲をより広げていくべきである。
 - ⇒ いただいたご意見も踏まえ、今後情報等を集めていきたい。（国土交通省）
- ・ 繊維製品の判断の基準等を見直す際には、オフセットをどう扱うかは重要な議論となり、環境省としての方針を決めていく必要がある。

以上